

(案)

建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 祖谷山林道支線改良工事（明許）
- 2 工 事 場 所 徳島県 三好市 東祖谷 祖谷山国有林8林班
- 3 工 期 令和 年 月 日 から
令和 8 年 2 月 27 日 まで
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請 負 代 金 額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)
- 6 契約保証金額 請負代金額の10分の 1以上
- 7 前 金 払 請負代金額の10分の 4以内
- 8 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔 〕建設工事紛争審査会
- 9 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち
適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除の区分	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	〔 〕 主任技術者	第10条第1項第2号
	〔 〕 監理技術者	第10条第1項第2号
×	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	第35条第1項
	中間前金払	第35条第5項
	部分払 回以内	第38条
×	部分払の対象となる工場製品	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

〔注〕国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙1を添付する。

10 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

11 建設発生土の搬出先等 仕様書に定めるとおり

なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成30年法律第48号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 7年 3月25日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

【紙契約方式の場合】

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

【電子契約システムの場合】

この契約書の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和 年 月 日

発注者（住所） 徳島県徳島市川内町鶴島239-1

（氏名） 分任支出負担行為担当官

徳島森林管理署長 尾山 真一 印

受注者（住所）

（氏名）

別紙 2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	① 仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥ その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない

2 解体工事に要する費用(直接工事費) _____円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込に要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地
無筋コンクリート殻		
有筋コンクリート殻		

(注) 建設現場において再資源化する場合については、記載不要。

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____円(税抜き)

(注) 運搬費を含む。

[illegible]

工事名 祖谷山林道支線改良工事(明許)

徳島森林管理署 本署

[illegible]